

## 8 自治会活動中の保険

市では、自治会活動において、思いがけない事故に備え保険に加入しています。

なお、保険対象外の事例がありますので、各自治会で別途保険に加入されることをおすすめします。

### 8-1 自治会長等普通傷害保険

#### (1) 概要

自治会長及び自治会連合会長が、自治会活動中（活動に従事または自治会行事に参加中）において、「急激かつ偶然な外来の事故」でケガをしたり亡くなられた場合、市が加入する**自治会長等普通傷害保険**で補償されます。

自宅と現地までの往復も対象となりますが、途中で私的にどこかに立ち寄ったり、経路を逸脱した場合は対象となりませんので、ご注意ください。

#### (2) 被保険者（保険の対象となる方）

自治会長、自治会連合会長

#### (3) 対象となる活動（例）

- ・ 広報紙の配付中に転倒し、骨折した
- ・ 自治会が主催する会議中に転倒し、ねん挫した

#### (4) 対象とならない事故

故意、自殺行為、犯罪行為、法令違反、疾病などによる傷害

#### (5) 事故が発生した場合

万が一、事故が発生した場合は、速やかに協働まちづくり課へ報告してください。（土日祝日の場合は翌開庁日）

保険の対象となるかどうかについては、保険会社と調査などを行い、対象と判断された場合は、保険金請求に必要な手続きを進めます。

協働まちづくり課コミュニティ推進係

☎44-3107    ✉shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

## 8-2 「全国市長会」市民総合賠償補償保険

### (1) 概要

市では、「全国市長会」市民総合賠償補償保険に加入しています。

この保険は、全国市長会が契約者となる団体保険で、賠償責任保険（市に対する賠償責任を補償するもの）と補償保険（市の行事などに参加する住民がケガをした場合に、市が支払う見舞金を補償するもの）で構成されています。

ここでは、補償保険について案内します。

### (2) 被保険者（保険の対象となる方）

市が主催または共催する行事や活動などに参加する方

※ 市外からの参加者も含まれます。

### (3) 対象となる活動

- ① 市が主催または共催★する行事
  - ② 市から書面などで依頼を受けた社会奉仕活動（ボランティア活動）
  - ③ 対象となる活動（例）
    - ア 市と共催の防災訓練、清掃活動、交通安全、資源ごみの回収
    - イ PTAや公的講習の準備・運営
    - ウ 自治会費の集金、納涼祭などの宗教的な意味合いのない祭り
- ※ 「急激かつ偶然な外来事故」により、住民など第三者が死亡または身体障害、入院・通院を伴う傷害を被った場合

★ 共催とは、当該行事の企画・立案及び参画、当該行事のために特別な運営費を支出しているなど、市または市の委託を受けた者の管理下にある行事のことです。

### (4) 対象とならない事故

- ① 次のような場合は対象となりません
  - ア 行事への往復途上の事故
  - イ 故意、自殺行為、犯罪行為、法令違反、疾病などによる傷害
  - ウ 地震や噴火、津波による損害
- ② 対象とならない活動（例）
  - ア 自治会単独の自助活動、懇親会、趣味などを目的とした活動
  - イ 危険度が高い活動（危険なスポーツなど）
  - ウ 宗教的な意味合いのある祭り

### (5) 事故が発生した場合

万が一、事故が発生した場合は、速やかに各業務・行事の担当部署へ報告してください。（土日祝日の場合は翌開庁日）

保険の対象となるかどうかについては、保険会社と調査などを行い、対象と判断された場合は、保険金請求に必要な手続きを進めます。

**(6) 補償額の例**

- ・死亡保障：5,000,000円
- ・後遺障害補償：200,000～5,000,000円
- ・入院保障：10,000～150,000円
- ・通院補償：5,000～60,000円

①各業務・行事の担当課

☎43-2111（代表）

②財政課資産経営係（保険事務担当）

☎44-3102   ✉zaisei@city.fukuroi.shizuoka.jp

**8-3 防火防災訓練災害補償等共済制度****(1) 概要**

市では、市や自主防災隊などが主催する防火防災訓練に参加された方が、その訓練を原因とする事故でケガや亡くなられた場合、市が加入する**防火防災訓練災害補償等共済制度**により補償されます。

**(2) 被保険者（保険の対象となる方）**

市や自主防災隊などが主催する防火防災訓練に参加する方

※ 市外からの参加者も含まれます。

※ 市が主催する防災訓練はすべて対象となりますが、自主防災隊などが主催する防災訓練は、年度初めに危機管理課へ**訓練計画書**を提出し、承認を得ているものが対象となります。

**(3) 対象となる活動例**

例えば、次のような活動が対象となります。

- ・市が主催する防災訓練中に転倒し、ねん挫した
- ・市が主催する防災啓発活動中に転倒し、骨折した
- ・自主防災隊が主催する防火訓練中に火傷した

**(4) 事故が発生した場合**

万が一、事故が発生した場合は、速やかに危機管理課へ報告してください。（土日祝日の場合は翌開庁日）

保険の対象となるかどうかについては、保険会社と調査などを行い、対象と判断された場合は、保険金請求に必要な手続きを進めます。

詳しくは、  
二次元コードを  
読み取って  
ご覧ください。



危機管理課災害対策係

☎86-3701   ✉bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp